

第196回国会（常会・平成30年1月22日～平成30年7月22日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律

| 法律名 | 所管 | 成立日 | 公布日 | 施行日 | 概要 | 参考資料 |
|--------------------------------------|-------|-------------|-------------|---|---|------|
| 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案 | 国土交通省 | 平成30年 4月18日 | 平成30年 4月25日 | 平成30年7月15日 | 低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を一層推進することにより、都市の再生を図るため、低未利用土地の利用及び管理に関する指針を立地適正化計画の記載事項とし、都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための土地区画整理事業の特例を創設するとともに、都市計画協力団体の指定等の措置を講ずる | 資料A |
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案 | 国土交通省 | 平成30年 5月18日 | 平成30年 5月25日 | 一部を除き公布の日から起算して六月を超えない範囲内 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、公共交通移動等円滑化基準等の適用対象となる事業者の範囲の拡大、公共交通事業者等の講ずる措置に関する計画の作成の義務付け、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置及び移動等円滑化施設協定制度の創設等の措置を講ずる。 | 資料B |
| 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案 | 国土交通省 | 平成30年 6月 6日 | 平成30年 6月13日 | 公布の日から起算して六月を超えない範囲内。(ただし一部は公布の日から起算して一年を超えない範囲内) | 社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講ずる | 資料C |
| 消費者契約法の一部を改正する法律案 | 消費者庁 | 平成30年 6月 8日 | 平成30年 6月15日 | 公布の日から起算して一年を経過した日から施行。(ただし一部規定は公布の日から施行) | 消費者契約に関する消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るため、事業者の行為により消費者が困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型として、社会生活上の経験が乏しい消費者の不安をあり、契約の目的となるものがその願望の実現に必要な旨を告げること等を追加する等の措置を講ずる必要がある。 | 資料D |
| 民法の一部を改正する法律案 | 法務省 | 平成30年 6月13日 | 平成30年 6月20日 | 平成三十四年四月一日から施行。(一部規定は公布の日から施行。) | 社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女の婚姻適齢をそれぞれ十八歳とする等の措置を講ずる必要がある。 | 資料E |

第196回国会（常会・平成30年1月22日～平成30年7月22日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律

| 法律名 | 所管 | 成立日 | 公布日 | 施行日 | 概要 | 参考資料 |
|------------------------|-------|-------------|-------------|---|---|------|
| 建築基準法の一部を改正する法律案 | 国土交通省 | 平成30年 6月20日 | 平成30年 6月27日 | 公布の日から起算して一年を超えない範囲内。(ただし、一部規程の公布の日及び公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日) | 最近における建築物をめぐる状況に鑑み、より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築するため、木造建築物の耐火性能に係る制限の合理化、建築物の用途の制限に係る特例許可手続の簡素化、維持保全に関する計画等を作成すべき建築物の範囲の拡大等の措置を講ずる | 資料F |
| 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案 | 法務省 | 平成30年 7月 6日 | 平成30年 7月13日 | 公布の日から起算して一年を超えない範囲内(ただし一部例外あり) | 高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等を行う必要がある。 | 資料G |